

医療被ばく低減施設の認定に関する規程

平成 30 年 10 月 13 日 制定

令和 3 年 2 月 27 日 改正

令和 3 年 5 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）が定款第 4 条第 1 項第 3 号に基づき、国民に安全で安心できる放射線診療を提供するために医療被ばく低減施設を認定し、その運営に関して定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 医療被ばく低減施設とは、診療放射線技師の責務として安全で安心できる放射線診療を提供するために、放射線量管理と防護の最適化を実践し、別途定める医療被ばく低減施設認定訪問サーベイヤ－審査基準（以下、「審査基準」という。）を満たした施設をいう。

(認定評価者の任免)

第 3 条 本会は医療被ばく低減施設を認定するための認定評価者を第 1 号により任命する。また、認定評価者の候補として第 2 号に定めたサーベイヤ－補を任命する。

(1) サーベイヤ－

サーベイヤ－補として訪問審査に同行し、審査報告書の作成経験を有する者の中から委員会が推薦し理事会の議決により任命される

(2) サーベイヤ－補

医療被ばく低減施設に所属し、放射線管理士及び放射線機器管理士の有資格者でサーベイヤ－育成講習会を修了した者で委員会より任命された者

2 本規程の目的達成のため、チーフサーベイヤ－並びにサーベイヤ－代表を以下の各号により任命する。

(1) チーフサーベイヤ－

サーベイヤ－の中から互選により若干名を選出し、医療被ばく安全管理委員会（以下、「委員会」という。）が推薦し、理事会の議決により任命される

(2) サーベイヤ－代表

チーフサーベイヤ－の中から互選により代表 1 名を選出し、委員会委員を兼務する。

3 認定評価者の任期は、任命日から 2 年を超えない 3 月 31 日とし、再任は妨げない。

4 任期内であっても、サーベイヤ－が以下の各号のいずれかについて不適当と認められたときは、理事会の議決によって解任することができる。ただし、第 2 号～第 4 号において、同等の知識と経験を有すると委員会が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 任務の実績
- (2) 放射線管理士資格保持
- (3) 放射線機器管理士資格保持
- (4) 医療被ばく低減施設維持
- (5) その他、サーベイヤールとして不適であった場合

(認定評価者の任務)

第4条 認定評価者は以下の任務を行う。

- (1) 認定評価者は公正、中立な立場で書面審査並びに訪問審査を行い、報告書を作成する。
- (2) 認定評価者は任期中、原則として1回以上訪問審査を行わなければならない。

2 チーフサーベイヤールは、以下の任務を行う。

- (1) 訪問審査時の審査全般の取りまとめ
- (2) サーベイヤールマニュアルの改正(案)の作成
- (3) 審査基準の改定(案)の作成
- (4) サーベイヤール代表の選出
- (5) 委員会からの審議事項の審議
- (6) 同行サーベイヤール補への指導

3 サーベイヤール代表は、認定評価者全体を取りまとめる。

4 サーベイヤール補は訪問審査に同行し、審査の補助を行う。

(認定評価者の処遇)

第5条 認定評価者の活動に必要な経費及び謝金については本会の規程に従って支出する。

ただし、サーベイヤール補については、必要経費のみを支出する。

(申請手続き)

第6条 医療被ばく低減施設の受審を希望するものは、申請書類を事務局に提出しなければならない。

2 手続きの詳細は、別に定めるサーベイヤールマニュアルに従う。

(認定基準)

第7条 認定評価者は、提出された書類の審査および訪問審査を基に、別に定める審査基準と照合して施設の審査を行い、その結果を委員会に報告する。

2 申請があった施設の認定評価者は、チーフサーベイヤールとサーベイヤールから構成し、その人数は別表に従い、人選は委員会が行う。

3 受審を希望する施設と利害関係を有する認定評価者は、当該審査に関与してはならない。

(認定及び登録)

第8条 委員会は、書面審査結果及び訪問審査結果を理事会に報告し、承認を得るものとする。

2 事務局は、理事会承認を受けた当該施設を医療被ばく低減施設として登録し、認定証と認定プレートを送付する。

(認定の公表)

第9条 本会は、認定された医療被ばく低減施設を速やかに本会ホームページ等にて公表する。

(審査料等)

第10条 医療被ばく低減施設の審査、登録及び更新の審査に要する手数料は、別表に示すとおりとする。

2 既納の審査料等はいかなる理由があっても返還しない。

(有効期限と更新)

第11条 医療被ばく低減施設認定の有効期間は認定日より5年間とし、以後は別に定める更新手続きを行うことで更新できる。

2 医療被ばく低減施設が認定期間中に認定時の施設要件に変更を生じた場合は、認定を取り消し、新たに認定を受ける必要がある。

3 前項にかかわらず、医療被ばく低減施設が経営母体の変更や施設名称の変更等があった場合は直ちにその旨を委員会に届け出るものとし、委員会判断によって認定を継続することができる。また、装置の更新などが生じた場合においては、認定要件を担保することで認定を継続することができる。

(登録の抹消)

第12条 本会は、前条第2項に該当する場合の他、医療被ばく低減施設として不適当と思われるものに対し、理事会の議決により、認定を取りし、登録を抹消する。

(守秘義務)

第13条 認定評価者等は、認定審査に関して守秘義務を負い、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。認定評価者等がその職を辞した後も同様の義務を負う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1 この規程は平成 30 年 10 月 13 日から施行する。

ただし、第 10 条に規定される審査料等については、申請の日が平成 31 年 12 月 31 まで
は、現行の審査料等として以下が適応される。

書面審査料：無料

訪問審査料：

審査項目に核医学を含まない施設 30,000 円

審査項目に核医学を含む施設 80,000 円

認定登録料：20,000 円

更新料：20,000 円

2 この規程は令和 3 年 2 月 27 日から施行する。

3 この規程は令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

別表

| 区分 | 区分 1 | 区分 2 | 区分 3 | 区分 4 | 区分 5 |
|---------------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 病床数 | 0 ～ 19 | 20～299 | 300～499 | 500～699 | 700 ～ |
| サーベイヤー数 核医学なし | 2 名 | 3 名 | 4 名 | 5 名 | 6 名 |
| 核医学あり | 3 名 | 4 名 | 5 名 | 6 名 | 7 名 |
| 訪問審査料 核医学なし | 40,000 円 | 60,000 円 | 80,000 円 | 100,000 円 | 120,000 円 |
| 核医学あり | 60,000 円 | 80,000 円 | 100,000 円 | 120,000 円 | 140,000 円 |
| 認定登録料 | 30,000 円 | ← | ← | ← | ← |
| 登録更新料 | 20,000 円 | ← | ← | ← | ← |
| 書面審査料 | 10,000 円 | ← | ← | ← | ← |

※ 訪問審査料は、認定登録時・登録更新時とも同額とする。ただし、訪問審査時における施設の

状況が前回審査時と異なる場合は、審査を受ける時の状況のものとする。

※ サーベイヤー人数は、サーベイヤー補を含まない。

※ 第 11 条 2 項において、新たに認定を受ける場合は登録更新料のみとする。